

スイスにおける産消近接契約農業（ACP）と産消提携原則

—半商品経済視点からの CSA 分析—

波多野豪

(三重大学大学院生物資源学研究所)

An Analysis of CSA from the Perspective of Economy Based Semi-Commodity (Takeshi Hatano)

1. はじめに

日本国内における、従来の有機農産物の流通のメインチャネルであり、有機農業運動の実践形態として 30 年以上にわたって活動を継続してきた産消提携は、有機農産物の市場化にともなって停滞傾向にある。産消提携の現在の状況に関して全国を対象とした実証研究はまだ見られないが、提携運動が盛んであった兵庫県を例にとると、300 人以上の規模の団体の参加者は半減し、100 名以下の規模の団体は消滅している。80 年代に全国で 300 団体前後見られた産消提携団体の現状は、団体数の減少だけでなく、その参加者の減少が著しいものと思われる。

同時に、量販店での有機農産物の取り扱いにも目覚ましい変化は見られないが、一方で、海外で格付けされる JAS 認定有機農産物は、大幅な伸長を示しており（註 1）、これらが外食店用食材、有機加工食品の材料として供給されていることを示唆している。つまり、オーガニック市場全体は成長している一方で、従来のメインチャネルを通過する量が減少しているということである。日本では、有機農業の普及を待たずして、すでに有機農産物のコンベンショナル化が進んでいると言えよう。

ここで取り上げる CSA(Community Supported Agriculture)は、農場と消費者が直接に 1 シーズンの農産物の供給・購入の契約を行い、代金を前払いすることで農場を支えるという産消提携と類似した方法で有機農産物の生産者と消費者を結びつけており、米国での取り組みが 1 万を超え、世界に影響を広げている(註 2)。日本では平成 11 年(1999)版環境白書において取り上げられて以降、徐々に認知を広げている。白書では「地域の住民が農家の生産についての決定と労働に直接参加し、農業、農家、消費者間の結びつきを回復させ、有機農業を通じて地域社会を形成することを目指すもので 86 年(昭和 60 年)以降多くの CSA の取組がアメリカで行われている。このような取組の背景には、農業と環境の問題は、農家だけでなく地域全体に関わるものだという認識がある」と、環境問題の視点から地域と農業のかかわりを示す活動として紹介されている。ただし、有機農業との関わりは示されておらず、体験農園等を「この種の取組として今後の発展が期待される」ものとして位置づけるに止まっている。

有機農業および有機農産物は、農家数、実施面積、国内市場シェアのいずれにおいても 1%を超えることのない小さな存在でありながら、多くのアンケート調査では常に 50%以上の認知を得ており、その関心と実態には大きな隔りがある。その有機農業を支える仕組みである CSA については、国内での実践はわずかな事例に過ぎないさらに小さな存在でありながら、すでにいくつかの学会でも取り上げられ、三重県地域が支持する農林水産経営育成事業報告書(2007)などに見られるように行政関係においても広く知られている。

米国ロディール研究所のウェブサイト The New Farm をはじめ、欧米の関係者間では、産消提携が CSA の源流として紹介されることが多いが(註 3)、セット野菜(生産者が圃場の都合に応じて詰め合わせを決定し、消費者は受け取った後で内容物がわかる)の予約購入という方法は、生産者と消費者が直接に結びつき、定期的な販売や購入を続けておれば、それぞれの活動の中で内発的に創案されるアイデアであろう。産消提携が最も盛んであったのは首都圏であり、同一県内で提携が成立する事例は少数派であった。理想的には地産地消を先取りして謳われていたが、CSA に見られるようなコミュニティ志向よりも安心安全志向が勝っていたことは否めない。ボックススキームとしては同じカテゴリーに分類可能であるが、産消提携の実践に欠けていた要素を備えた新たな形態として CSA を捉えることが必要である。

本稿では、筆者によるスイス(2004,05,08)、ドイツ(2006-09)、米国(2010)、フランス(2011)での現

地調査と資料、および筆者の研究蓄積[3],[4]とその後の継続的な国内調査から、類似性の高い方法でありながら、現状の展開に大きな隔りがある産消提携との比較において、半商品経済の視点から CSA の特徴と国内での展開の可能性を検討する。

2. CSA の現段階と ACP の展開過程

1) CSA の現段階と展開過程

米国 USDA に集約されている CSA サーベイおよび筆者の現地調査によれば、CSA の農場と消費者は、1 もしくは 2・3 の農場が消費者とともに一つの組織を形成することで結びついており（1 農場 : n 消費者ではなく、1 農場+n 消費者=1CSA）、平均的には 10~20ha 規模の農場が 150 世帯程度の消費者に冬季を除く 8 か月間、代金前払いで主に有機農産物の詰め合わせボックスを定期的に供給している。ボックスの単価は 20 ~30 ドルであり、一つの CSA 農場が近隣の農場と連携して農産物を供給する方式をハイパーCSA と自称する農家も存在する（m+n=1CSA）。

消費者は、ドロッピングポイントと呼ばれる集配場所に向き、そこで生産者や消費者仲間との交流しながら自ら農産物の分配などを行う。時には農場に向き、農作業や箱詰めなどの労働提供を行うこともある。産消が近接する西海岸と 100 マイル以上離れる東海岸では、ローカルフードの意味がかなり異なり、消費者による労働提供の意味も、実用的な場合と、産消の交流や食育が目的とされる場合など、事例によって幅があり、東海岸の CSA が消費者による労働提供など、産消の交流を重視している傾向が見られ、西海岸では、消費者の顔を見て販売できるファーマーズマーケットの方が CSA よりも互いの関係を保てるのでよいとする意見も聞かれる。

米国における CSA は、1986 年にテンプルウィルトンファーム、インディアンラインファームという北東部の 2 つの農場による取り組みから始まり（註 4）、前者はドイツのバイオダイナミック（以下 BD）農場、後者はスイスの産消協同組合農場の影響の下に設立されている。一方で、日本国内の有機農業運動においては、70 年代から有機農業生産者と消費者を直接に結びつける方法として「産消提携」が実践されており、CSA の広がりとともに「TEIKEI」として欧米の有機農業関係者に広く認知されている。

米国 CSA の源流の一つであるテンプルウィルトンファームは、ドイツのブッシュベルク農場（Buschberghof）の経験者であるトゥルガーグローによって設立された。この原型であり、ドイツで Landwirtschaftsgemeinschaftshof (LWG) と呼ばれる農業共同体は、現在ブッシュベルクを含め 7 農場が存続しているが、ほとんどが自給自足農業共同体を基礎として CSA のコンセプトを取り入れたものである。この 7 農場間にネットワーク関係は見られず、CSA の成立に関与するコーディネート組織も見られない。また、欧州の主要国の同様の活動体が参加する国際ネットワークである Urgenci にも参加していない。ドイツにはシュタイナー思想を背景として活動するキャンプヒルなど組織的ではあるが、それぞれ独自に運営されている農場形態が多く存在することもその一因と考えられる（註 5）。

もう一方の源流であるインディアンラインファームの創始者であるロビン・ヴァン・エンはスイスの Erzeuger-Verbraucher-Gemeinschaft (EVG : 生産者消費者共同体) の経験者ヴァンダートウインとともに CSA のアイデアを創案している（註 6）。スイスのフランス語圏では 70 年代から 3 つの EVG 農場が存続していたが、その一つであり 78 年から活動を継続しているジャルダンコカーニュ農場をモデルに、農民組合ユニテールが中心となって 2003 年から ACP（産消近接契約農業）という呼称で CSA 活動が展開されている。ユニテールでは、この活況はフランスの AMAPS から逆輸入的な影響によるものと説明しているが、フランス南部の AMAPS はジャルダンコカーニュの実践に学んでおり、このジャルダンコカーニュの先駆的な取り組みとユニテールのコーディネート機能の発揮は、産消提携との比較において注目される場所である。

2) スイスの CSA としての ACP（産消近接契約農業）の展開

スイスでは '70 末から生産者と消費者の共同出資による協同組合組織による農場が見られ、代金前払いで収穫物を分け合う方法を採用していた。前述のインディアンラインファームに影響を与えたチューリヒの Topinambur の活動は現在確認できないが、ジュネーブの Les Jardins de Cocagne（コカーニュ農園、1978

～) は、専従者数 2 人で 400 世帯の消費者に農産物を提供しており (ウェイティングリストは 80 世帯)、仏語圏スイスでの CSA のリーダーとなっている。バーゼルの Agrico Birsmattehof (アグリコ農場、1980 ～) では、11 人のスタッフが 700 人の消費者に農産物を提供している。かつて、二度の経営危機を消費者からの追加投資で克服した経緯があり、財務諸表を HP で公開するなど現在は経営第一の傾向も見られる。ジュラ州では Clef de Champs (クレドゥシャン、1982～) が、専従者 1 人と消費者 120 人の産消協同農場として活動を継続しており、以上の 3 農場がオールドスタイルの CSA としてスイスでの取り組みの先駆的存在となっている。

運営の特徴としては、表 1 に示すように、ジャルダンコカーニュでは、11 クラスの所得階層が設定されており、標準サイズの野菜ボックス価格が、1230chf(スイスフラン)から 25ch 刻みで 1430ch まで設定されている。所得階層は、年収 18000chf(スイスフラン)以下のクラスから 800chf ごとにクラスアップし、最高で 66000chf 以上の所得クラスが設けられており、さらに、クラス A (特別事由の控除対象者) : 1230chf、クラス 0 (所得申告なし) : 1370chf、クラス 1 (維持会員) 0 : 1550chf の設定がある。小サイズの場合は 900 から 20 刻みで 1060 まで、クラス A (特別事由の控除対象者) : 900、クラス 0 : 1010、クラス 10 : 1250 (維持会員) という詳細な設定となっている。400 世帯の参加者のうち、11%はクラス 0 を選択しているが、所得格差は 3.7 倍で支払価額差は 1.2 倍である。9 割の会員が平均所得以下の階層にあり、ジュネーブという地域を考慮しても、高所得者のみが行きとどく活動であるとは言えない。また、4 回の分割払い可能である一方で、年 3 回半日の労働提供が求められる。クレドゥシャンでは 1 シーズンあたり 15h の労働提供義務とその出不足払いも課している。

表 1 支払いにおける消費者の所得格差への配慮

クラス	年所得	標準サイズ		小サイズ		総数	%	階層平均(Ge*)
		支払額	数	支払額	数			
1	養育費等控除	1230	10	900	11	21	5.3	
2	18,000 未満	1255	13	920	7	20	5.1	
3	18,001～26,000	1280	16	940	9	25	6.4	
4	26,001～34,000	1305	23	960	17	40	10.2	
5	34,001～42,000	1330	29	980	23	52	13.2	
6	42,001～50,000	1355	24	1000	26	50	12.7	低所得 45,000
7	58,000～50,001	1380	27	1020	26	53	13.5	
8	58,001～66,000	1405	30	1040	13	43	10.9	
9	66,000 以上	1430	25	1060	20	45	11.5	全所得 81,600
10	維持会員	1550	10	1250	5	15	3.8	
0	申告なし	1370	16	1010	13	29	7.4	高所得 131,300
合計		幅 14%	223	幅 15%	170	393		

出所：筆者調査及び Natacha Porcher(2011)より作成

2003 年から、米国の CSA、フランスの AMAPS の影響を受け、Unitere (ユニテール) 農民組合が、コカーニュの協力を得て、仏語圏での生産者と消費者の連携支援プロジェクトを展開している(註 7)。この、Agriculture Contractuelle de Proximité (ACP : 産消近接契約農業) の取り組みを含め、2011 年現在では仏語圏で 34(消費者 6200 世帯)、独語圏で 4(消費者 800 世帯)、合わせて 38 のプロジェクト (CSA の取り組み) が継続中である。6200 世帯の消費者数は仏語圏世帯数の約 1%に当たる。

ACP の嚆矢となったジュネーブで 2003 年発足の 1 'affaire Tourne-Rêve は消費者 1500 世帯を対象として、シリアル中心に年 2 回の出荷を行っている。野菜を中心とした取り組みでは毎週配送 (年に 33 回から 46 回) が多いが、果実、ワイン、穀物、長期貯蔵可能な農産物・加工品を扱う取り組みでは月 1 回、年 2

回さらに少ない所では年に1回という取り組みも見られる。形態としては、図1に2008年までの21プロジェクトの成立数と成立形態を示している。ここに見られるように、当初の協同組合組織から、任意団体（アソシエーション）、協同組合回帰が見られるものの、近年は1農場が二けたオーダーの消費者世帯に野菜を供給する個人提携が現れてきており、日本同様の組織化の困難が想像される。

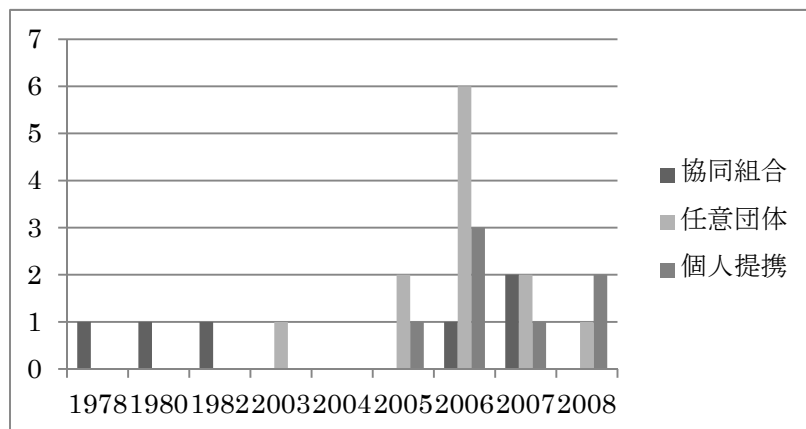


図1 成立形態の推移

出所：筆者調査及び、Katharina Kraiß (2008) より作成

3. CSA と産消提携

1) 産消提携の展開過程

日本では、有機農業運動の嚆矢を、食品公害への危機意識や農業の化学化への批判などを背景とした日本有機農業研究会の成立（1971）に求めることが一般的である。しかし、戦前からの食養生の系譜やヒッピーカルチャーの影響を受けたコミュニンの建設、宗教的理念を背景とする独自の活動が、間接的にかつ相互に影響を受けながら、有機農業の流れを形成してきたと捉えることが妥当であろう。

一般の市場流通に乗ることが難しい有機農産物は、主に自然食品店と産消提携のルートで消費者に届けられてきた。食養生の系譜から生まれた自然食品店の多くは農産物だけでなく、マクロビオティックなどの加工品を扱い、ヒッピーカルチャーの影響を受けた自然食品店からは、現在のビオマーケットにつながる流通事業者が生まれ、各地に残る四葉牛乳の共同購入会はそれぞれ独自に有機農産物の流通事業者として展開している。

生産者と消費者が直接に結びつき、後に産消提携と呼ばれるようになる方法は、70年代初頭から活動が始まり、試行錯誤を経て、78年に日本有機農業研究会が提携の10原則として示す実践理念が確立し、当初、都市部で展開していた活動が、80年代中頃から全国の地域に広がることとなる。この時期を対象とする国民生活センターのアンケート調査では、全国で750事例からの回答を得ており、そこでは産消提携活動が250事例、いわゆる生協産直に類した活動が500事例と補足される。ここには、回答が見られない有力な事例も残されていることから、当時の産消提携の実践は300事例前後であろうと推測される。その後、1992年の有機農産物表示ガイドラインを経て、2000年のJAS法改正によって有機農産物に法的定義が与えられ同時に認証制度が策定されたことで、流通の多様化とコンベンショナル化が始まり、産消提携は取り組み事例数およびその参加者数の減少局面を迎えている。

しかし、数百名を超える参加規模の団体での活動の停滞は著しいものの、1農場が数十世帯の消費者に対応する小規模の提携は、販路の獲得の難しい新規就農者にとって有用な方法として現在でも各地で展開している。ただし、その実践内容は、次に見るように、提携の10原則を踏まえながらも環境変化に応じて変容したものとなっており、かえって、欧米のCSAの方が提携原則に近いものとなっている。

2) 市場環境の変化

流通チャネルの多様化によって、現在、消費者が有機農産物を入手するには、下記の方法を選択すること

が可能である。

- ① 提携型：セット野菜で生産者と消費者を結ぶ（山形県高島町、埼玉県小川町、千葉県三芳村、兵庫県市島町、岡山県、熊本県等）
- ② 産直型：流通団体経由で産地から直接購入（大地を守る会、らでいっしゅぼーや、パルシステム、生活クラブ、OISIX 等）
- ③ 店売型：店舗で随時購入（自然食品店→専門卸（ポラン広場）の成長、オーガニック専門量販店（旬楽膳、等）

上記の①提携型では、当初から有機農業運動のリーダー的存在であった提携事例が活動を継続している。800 世帯の規模を維持している事例も見られるが、最大時の 1800 世帯から 350 世帯に減少している事例も見られる。当初の数世帯分を一か所に配送する共同購入は減少し、個別配送に移行していることが多い。②産直型では、生協や大規模の流通事業者が産地にアプローチすることで、成立しており、提携型と同様のセット野菜ボックスの内容は、特定の生産者のものだけでなく、全国の産品が同梱されている。③店売型では、生産者が自産地の枠を外れ、全国的な組織化を展開し、大規模のロットに対応しようとしている。これから有機農業を支えていくのはどのタイプとなるのかについては、消費者の利便性が高い店売型の可能性が考えられるが、現状では、オーガニック専門量販店の拡大は進まず、専門卸の取扱量も伸び悩んでいる。食品の安全性を考慮する消費者は、③ではなく、①もしくは②を選択し、中でも有機農産物を意識的に購入する購入する場合は、①を利用している実態が推測される。

①の提携に参加する農家の経営面積はおおむね、0.5～1ha。1 農家による提携の場合は消費者数 40 世帯前後、野菜の単価は一箱あたり 1500～3000 円。②に参加する消費者は、生協の場合は個別注文で、大地、ラディッシュなどの専門事業者の場合は、2000～3500 円のセット野菜で購入している。③の店舗で有機野菜を購入する場合、慣行との格差は 1.5～2 倍になっている（筆者調査及び平成 22 年度農林水産統計月報）。

3) 環境変化に伴う産消提携の変容と CSA の登場

国内でも早期にかつ、同一県内での産消提携が多様に成立している兵庫県を事例にとると、当初の産消提携は、生産者と消費者それぞれが団体を形成し、その両者が結びつく形で成立していた。「安全な食品を求める会」をはじめ、「安全な食品を育てる会」「安全な食品を広げる会」など、消費者が生産者にアプローチすることによって生産者団体が形成され、それに対応する形で消費者も団体を形成していた（1 生産者団体：1 消費者団体）。過渡期には、消費者団体が形成され、地域の異なる生産者と結びつくことで、生産者団体は形成されないままの「姫路有機野菜の会」などの事例も見られた（未組織 n 生産者：1 消費者団体）。

現在では、生産者だけでなく消費者も後継者確保が難しく、消費者団体の参加者の減少に応じて、生産者は、従来は個別に多様な販路を求め始めている。また、消費者が組織による共同購入という形態を忌避するため、生産者が複数の消費者と結びつく場合であっても、消費者は個別の顧客であり、団体を形成していない事例や、生産者も組織化されず複数農家の連携にとどまる事例も見られるようになってきている（1：n もしくは m：n）。

三重県で、新規就農者と公害反対運動に取り組む市民団体が結びついたことを契機に 1978 年から継続している菜遊ファームを事例にとると、当初から月々の支払額を固定してセット野菜を供給していた。これは産消提携の初期から試みられているお礼方式と呼ばれる形態であり、営農計画もあくまで生産者側が主体であるが、代金前払い、セット野菜、生産者による配達という外見上は CSA に似た方式は、や、産消提携の一類型として以前から存在していたものである。関東での実践が多く、関西では 1・2 の事例に止まるものであるが、菜遊ファームの場合、支払時期が消費者ごとに徐々に異なっていき、現在では、前払い、後払いが併存している。消費者の側では、当初の市民団体は解消し、90 年頃には学習会や縁農もなくなり、6 農家と個々に購入する（共同購入ではなく）100 世帯の消費者が結びつく形に変化していった。生産者の側では営農スタイルに対する考えの違いが増幅し、2000 年には、産：消＝（4：60）＋（2：40）に二分れし、後者はグループ菜々として、縁農を復活させ、さらには、レストランや直売所などの提携外の販路も獲得している。つまり、生産者、消費者ともに組織性が薄まり、両者の一体性も低くなっている。小規模の場合、

近年では、CSA 概念の周知とともに、北海道で96年から継続している「メノビレッジ長沼」(1:80)、神奈川県で06年から取り組まれている「なないろ畑農場」(1:80)などの活動が知られるようになり、意識の希薄化した消費者に対して、生産者が様々なコミュニティ維持のアプローチを工夫している実態が見られる。前者はカナダでの CSA 活動の経験者が農家として主導し、後者は、都市公園の落ち葉の堆肥化や地域通貨活動に取り組んできた新規就農者が独自に形成したものであり、後に CSA 概念との一致を知ったものである。

4. 産消提携と ACP

1) 実態比較

表1は、提携の10原則を基準として、産消提携の当初の形態と現在の変容、CSAの原点としてのスイス ACP と日本での現在の CSA を比較したものである。産消提携よりも CSA の方が提携原則に沿った運営方法が採られていることが確認できる。また、活動の理念として生産者を支えることだけでなく、生産プロセスにおける公正性の確保と消費者の参画を維持するための工夫も CSA の特徴である。カナダ・ASC では、フェアトレードを強調し、移民労働者の適正賃金確保を訴えており、米国・ジャストフードでは、フードバンク活動に取り組んでいる。また前述のように、スイス・ACP では、消費者の所得格差に対する配慮して支払額に差を設けている(註8)。

表2 産消提携と CSA についての理念と運営方法の比較

産消提携 (78 原則 10 か条)	求める会74~	グループ菜々'00~	ACP'78~	なないろ畑06~
1 生産者と消費者の対等関係	団体間提携 1:1	未組織 m:n	契約関係 1+n	産消一体化組織
2 生産計画への消費者参加	○	×	○	○
3 量引取り制 (セット野菜)	○	○	○	○
*外部販路 (なし)	×	○(食堂、FM)	○(*FM)	○ (FM)
4 単価固定 支払 (言及なし:後払い)	支払額変動 前払い、後払い	支払額固定 選択	支払額固定 前払い	支払額固定 前払い
5 援農ボランティア	○→△(合宿)	△(見学)	◎ (義務付け有)	◎
6 自主配送	物流業者	生産者	○	消費者
7 意思決定への共同参加	×	×	○	○
8 消費者主体の学習活動	○→×	×	○	○
9 適正規模の重視	○	○	○	○
10 現実的対応・漸進主義	○	○	○	× (急進的)

*FM: ファーマーズマーケット

2) 産消提携の実践を通じた変化と今後の展望

産消提携団体で、持続的な学習会活動を行っているところは少ない。新規参加の消費者は学習会よりも試食などのイベントを通じて参加することが多く、さらには反原発などのライフスタイルの選択へシフトしている。同時に、意識的な消費者にとっては、地域の農業を守るという、ナショナルトラストに近似したもの

として捉えられてもいる。

ACP は、生産者にとっては、農場経営の一選択肢であり、流通方法の一手段として FM との補完的關係にある。消費者にとっては、共同購入の一形態であるが、購買力の結集によるコスト低減ではなく、市場で取り扱われないものの需要ロットを確保するための組織参画である。

現在の日本においては、生産者の組織化が難しい（不要な）ため（流通事業体によっては組織化を求めることもあるが、供給量を確保するための緩やかなもの）、今後は、従来の団体間の産消提携ではなく、1:N 結合、すなわち CSA 方式が有効であろう。

生産者が 1 になると、農家内での分業の組織化が重要となる。生産物の鮮度を保つためには、複数ルートで並行的に配達する必要がある。消費者との交流を苦手とする農家は、生産者のグループに参加してその負担を軽減してきた。生産者が m の場合は、 m の全員ではなく、1・2 戸のリーダー的な農家が運動をけん引することも可能であり、実際に産消提携では、そうしたカリスマ農家が有名である。（ただし、女性農業者がそれに相当する場合はまれであった。）

しかし、生産者が 1 となった場合、こうした方法を採択する農家は栽培技術の高さだけでなく、その人間性や発する言葉の魅力によって消費者の信頼や評価を獲得する必要が高まってくる。1 戸での CSA 形成に至らない農家は、改めて従来型の産消提携を再評価することもあり得よう。

5. おわりに—半商品経済視点からの考察—

商品経済関係とは、通貨を介した取引が可能な関係であろう。また、通貨を介さず、現物や労働のやり取りを直接に行う関係が、非商品経済関係であるとすれば、半商品経済の関係とは、通貨を媒介としながらもそれだけでは完結しない財、サービスのやり取りと捉えることができよう（註 9）。

したがって、通貨による支払い以外にも情報や労働などの交換が必要となる有機農産物は半商品である。しかし、情報や労働の対価を含めた高額商品として、通貨だけで交換可能な有機農産物も同時に存在することは、有機農産物が本来的に半商品なのではなく、商品として未成熟な段階にあるに過ぎないと捉えることも可能である。

商品には情報の非対称性が存在し、その克服のために、実物がもたらす以外の情報提供の手段、関係、機会が必要である。完全競争市場が実際には存在しないと同様に、完全に情報の非対称性が解消された商品も存在しない。その意味では、認証制度に基づいて流通している有機農産物は、情報の対称性の確保が可能な商品足り得ているものでもある（そのような商品足り得ていないために日本の有機農産物市場は 1% の壁を克服できないとも言えようか）。

しかし、CSA のように、参加者の不断の努力なしには供給できない農産物を入手するには、謝辞だけでなく、通貨だけでも表現不可能な、それ以外での価値評価が存在していることを示唆している。市場を通じた交換価値が、価格と外観という 2 要素のみの基準で評価されているならば、CSA ではそれ以外の評価基準の創設に成功しているとも言えよう。

有機農産物が商品として未成熟の段階にあり、成熟すれば商品として流通可能なものであることは、現在の欧米や日本でみられるコンベンショナル化現象によって実証されているようである。一方で、有機農産物の本来的な属性が半商品であることも、CSA や産消提携の実践者が「自給」農場運動を目指していることによっても示されてもいる。こうした矛盾した性格は、有機農産物という産品を半商品として捉えられるかどうか、半商品経済を、半商品をやり取りする経済として定義するかどうかにかかってくるものである。

つまり、問題は、半商品経済の関係において有機農産物は取り扱われるのか？半商品性を有する商品の取り扱いごとにそうした関係が成立するのか？ではなく、半商品経済の関係においては、すべての財とサービスが半商品としてやり取りされる。したがって、商品ごとに半商品経済の関係が成立するのではない。この概念の中心は半「商品」にあるのではなく、物財を商品としてやり取りしない「経済関係」の成立にこそある。その意味では、有機農産物のやり取りのための関係と、その関係性における食の自給、安全を確認できる生活の在り方を希求する自給農場的な CSA は、まさに半商品経済関係の器足り得るものである。

有機農業運動の実践形態として、30 年以上にわたって活動を継続してきた産消提携は、そうした関係を目

指しながらも、コミュニティ志向が乏しく、供給者と需要者の関係を克服し得ず、安全な食品を求める社会運動体としての性格から、安心食品の流通媒体として他の事業者との競合関係に陥り、現在、参加者数の激減、参加団体の解散などの局面に直面している。

生産者・消費者の広範な組織化が困難となり、また、有機農産物への需要が国産・安全安心需要にとどまり、そのシェアが1%を突破できない国内の現状では、生産者・消費者がともに半商品経済の關係に依存するCSAの形成は、特に産消近接地域での産消提携の再生に可能性を有すると言えよう。

特に、販路を求める新規就農者には有用な選択肢である。有機栽培技術の獲得と実践のみならず、消費者との密接な關係構築を同時に進めることは相当な困難が予想されるが、もともと機会費用の概念を持たない（高収入を放棄して就農することが多い）新規就農者の目的は、利益ではなく有機農業の実践そのものである。有機農業の実践を支える消費者の獲得は、取引費用で算定されるものではなく、半商品経済の關係として構築されるものであろう。

(註1) 農水省統計局のJASによる有機農産物格付け数量から年次推移を見ると、平成22年度の国外各付け有機農産物は国内の15倍、同有機加工食品は1.3倍。また、平成13年度から平成22年度にかけて、国内格付けは1.7倍増に対して、国外格付けは9.2倍増、有機加工食品は同じく1.3倍増、3.8倍増。

(註2) USDA[9](2007年センサス)ではCSAを通じて農産物を販売している農場数は12,549。また、各国でCSA同様の形態での以下の取り組みが展開しており、中国、タイでも活動の報告が見られる。

カナダ: Agriculture soutenue par la communauté (ASC)、イタリア: Gruppi di Acquisto Solidale (GAS)、フランス: Association pour le maintien de l' agriculture paysanne (AMAPS)。

(註3) McFadden[7]などに記載されている他、関係者における聞き取りでもそのように理解されていることが多い。

(註4) Henderson[5]他において記載されているだけでなく、米国の関係者において周知の事実となっている。

(註5) Katharina Kraiß[6]による。

(註6) En[1], P29.を参照。

(註7) 欧米のCSAの特徴としてAMAPSの地区委員会など、CSA活動をコーディネートする組織の存在が指摘できる。

(註8) 産消提携には、こうした公正性の確保と消費者の持続性を保証するという視点は見られない。提携の現状を考えると、今後、こうした視点を持ち込むことが必要であり、その際には、低所得だけでなく労働提供も困難な消費者世帯への配慮が必要であろう。生産者を支える理念の一方で置き去りにされてきた消費者を支える視点が求められる。

(註9) 内山[10]参照。

参考文献・資料

[1] En, R.V., Eating for Your Community: A report from the founder of community supported agriculture, One of the articles in A Good Harvest (IC#42), 1995 Fall

[2] グロー・マクファーデン、兵有研訳『バイオダイナミック農業の創造』新泉社、1996

[3] 波多野豪「CSAによる生産者と消費者の連携—スイスと日本の産消連携活動の比較から—」『農業および園芸』83(1), 2007, pp.190~196.

[4] 波多野豪「あらためて産消提携を考える」『有機農業研究年報』VOL.4, 2004., pp.53~70.

[5] Henderson, E. En, R.V, and Gussow, J.D., Sharing the Harvest, A Guide to Community-Supported Agriculture, Chelsea Green Pub Co. (Revised edition 2007)

[6] Kraiß, K, Community Supported Agriculture (CSA) in Deutschland, Universität Kassel Fachbereich Ökologische Agrarwissenschaften Bachelorarbeit, 2008.

[7] McFadden, S., The History of Community Supported Agriculture, Part I & Part 2, Rodale Institute, 2003. (<http://newfarm.rodaleinstitute.org/>)

[8] Porcher, N., L'Agriculture Contractuelle de Proximité en Suisse Romande, Hautes Études de CIHEAM, 2011.

[9] USDA, National Agricultural Statistics Service, 2007 Census Of Agriculture - State Data 606.

[10] 内山節『農の営みから』農文協、2006、p.120.